

令和7年度 利用者負担額表(保育料)・給食費表

●1号認定子ども(満3歳以上児) ——幼稚園、こども園の幼稚部

《月額保育料無料》

階層区分	①(旧第1階層から第3階層)	②(旧第4階層から第5階層)
定義	生活保護世帯・里親 町民税非課税世帯～ 町民税所得割課税額77,100円以下	町民税所得割課税額77,101円以上
多子カウント	年齢関係なく子どもの数	小学3年生以下の子どもの数
第1子給食費	主食費のみ	主食費・副食費
第2子給食費	主食費のみ	主食費・副食費
第3子給食費	主食費のみ	主食費のみ

《階層区分の認定について》
認定は、原則として児童と同一世帯に属する父母の市町村民税所得割額の合計により、行われますがそれ以外の扶養義務者(祖父母等)が生計中心者であると認められる場合はその扶養義務者も含んで認定します。

《利用料の見直し時期》
4月分から8月分までは前年度課税状況、9月分から3月分までは現年度課税状況で認定します。

●2号認定子ども(3歳以上児) ——保育園、こども園保育部

《月額保育料無料》

階層区分	①(旧第1階層から第5階層)	②(旧第4階層から第12階層)	
定義	生活保護世帯・里親 町民税非課税世帯～町民税所得割額57,700円未満	町民税所得割額57,700円以上	
多子カウント	年齢関係なく子どもの数	就学前の子どもの数	
保育標準時間	第1子給食費	主食費のみ	主食費・副食費
	第2子給食費	主食費のみ	主食費・副食費
	第3子給食費	主食費のみ	主食費のみ
保育短時間	第1子給食費	主食費のみ	主食費・副食費
	第2子給食費	主食費のみ	主食費・副食費
	第3子給食費	主食費のみ	主食費のみ